

大阪市告示第1792号

次の施設について、大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号）第4条2項及び第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第4条3項及び第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年12月26日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立修道館	令和8年1月4日（日）	午前9時から 午後9時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立修道館	令和8年1月10日（土）	午前9時から 午後7時まで
	令和8年1月17日（土）	
	令和8年1月24日（土）	
	令和8年1月31日（土）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）